

答申第 950 号

諮問第 1611 号

件名：非違行為に関する速報等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

省略

3 実施機関の主張要旨

省略

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、A 職員の非違行為について、県教育委員会が作成又は取得した文書である。その記載内容は前記 3 (1) で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分のうち、A 職員の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、A 職員の申立書等及び処分経過が記載された部分を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

よって、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号該当性について、以下判断する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよ

う適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、A 職員の申立書等及び処分経過が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- イ A 職員の申立書等及び処分経過が記載された部分を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったり、どのような事実を規律違反行為として認定したか判明することにより処分の決定過程が判明したりするおそれがある。その結果、県教育委員会の人事管理における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えるおそれがあり、人事事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、A 職員の申立書等及び処分経過が記載された部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

- ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

- イ 実施機関が同号に該当するとして不開示とした A 職員の氏名等、A 職員の申立書等及び処分経過が記載された部分のうち A 職員の氏名等には、A 職員の氏名、生年月日、所属校名、所属校所在地及び体調が記載されていることから、A 職員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、A 職員の氏名等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

実施機関によれば、本件非違行為は、懲戒処分ではなく、服務指導上の措置としているため、県教育委員会が定める懲戒処分の公表基準に該

当しないことから、公表していないとのことである。

したがって、A 職員の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、A 職員は公務員であるが、服務指導上の措置を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、A 職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。したがって、A 職員の氏名等は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、A 職員の氏名等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上により、A 職員の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

オ なお、A 職員の申立書等及び処分経過が記載された部分は、前記(3)において述べたとおり、条例第 7 条第 6 号に該当することから、同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした規定根拠及び当該規定を適用する理由
・ 非違行為に関する速報（平成 30 年 12 月 20 日付け） ・ 教職員の非違行為について（報告）（平成 31 年 2 月 8 日付け） ・ 審査表（平成 31 年 3 月 15 日付け） ・ 教員の処分について（平成 31 年 3 月 19 日起案）	・ 個人の氏名、生年月日、所属校名及び所属校所在地 ・ 体調に関する記述	条例第 7 条第 2 号
	・ 申立書 ・ 意見、聞き取り内容及び処分経過が記載された部分	条例第 7 条第 2 号及び同条第 6 号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
1 . 1 1 . 2 7	諮問（弁明書の写しを添付）
2 . 1 . 7	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
2 . 7 . 1 4 (第 598 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
2 . 8 . 4 (第 600 回審査会)	審議
2 . 8 . 2 5	答申